

千葉県市川保健所(市川健康福祉センター)

令和6年度主要事業の進捗状況について

次

目

課

務

総

広報・啓発事業、地域防災対策、運営協議会

1

課

面

企

医療機関の立入検査

2

業務監視事業

3

課

保

地

保健師關係指導事業

4~5

母子保健事業

6~8

成人・老人保健事業

9~11

栄養改善事業

12~17

歯科保健事業

18

精神保健福祉事業

19~23

難病対策事業

24~25

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

26

地 域 福祉 課

母子・父子・寡婦福祉事業	27
障害児・障害者福祉事業	28
地域福祉事業	29
高齢者・戦傷病者関係事業	30
配偶者暴力相談支援事業	31

疾 病 対 策 課

結核予防事業	32
感染症予防事業	33
エイズ対策事業	34
原子爆弾被爆者対策事業	35

生 活 衛 生 課

食品衛生事業	36
動物の愛護管理事業・犬による危害防止事業	37
環境衛生事業	38～39
(生活衛生関係施設の現況)	40

※ 進捗状況は、令和6年9月30日現在。

ただし、本資料作成日までに実施済みまたは計画のある事業（会議等）は、その期日等を記載しました。

事業名	広報・啓発事業、地域防災対策、運営協議会	担当課名	総務課
1 広報・啓発事業	<p>(1) 事業年報の発行 令和5年度事業年報を令和6年10月に発行 発行部数: 40部 主な配布先: 管内市、県立図書館、研修(実習)学生等 市川健康福祉センターホームページに掲載</p> <p>(2) ホームページの運営 随時更新 センターの業務内容と各種相談・検査予定、健康情報等お知らせ</p>		
2 地域防災対策	<p>災害時実動マニュアルの見直し 「市川健康福祉センター災害時実動マニュアル」を策定し、内容の更新等を行う。 「災害時実動マニュアル(超急性期編)」について改定した上、令和6年9月14日及び17日に所内防災訓練を実施した(43名参加)。</p>		
3 運営協議会	<p>市川健康福祉センター運営協議会の開催 令和6年11月14日開催</p>		

事業名	医療機関の立入検査	担当課名	企画課
『事業目的及び内容』			『進捗状況』
<p>医療法第25条第1項の規定により、管内の医療機関に対して立入検査を行う。この目的は、医療機関が医療法その他の法令に規定された人員及び構造設備を有し、かつ適正な管理を行っているか否かを検査することにより、病院等を科学的かつ適正な医療を提供する場にふさわしいものとすることである。</p> <p>「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に立入方法及び立入検査項目を定め、必要な指導をしている。</p>			<p>1 病院の立入検査 市川市及び浦安市内に18の病院があるが、「千葉県医療機関立入検査実施要綱」に基づき毎年度1回立入検査を実施している。</p> <p>所長ほか10名程度の医療監視員(医務、薬務、看護、検査、放射線、食品衛生等の各担当者)で検査班を構成し、病院の管理運営に係わる法的基準事項等の遵守状況について検査する。</p> <p>2 診療所等の立入検査</p> <p>(1) 定期的な立入検査 一般診療所のうち有床診療所は、市川市及び浦安市内に15施設(1施設は休止中)ある。有床診療所については5年に1回程度、計画的に立入検査を行っている。なお、市川市及び浦安市内に入所施設を有する助産所は存在しないため、助産所の立入は行っていない。</p> <p>(2) 不定期な立入検査 新規開設等診療所又は医療法令違反疑い診療所については、必要に応じて適宜立入検査を実施することとしている。</p>

事業名	業務監視事業	担当課名	企画課
『事業目的及び内容』			
1 業事監視	業事監視	『進捗状況』	『進捗状況』
薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者等に対して、立入検査を実施し、管理者による医薬品等の適正な管理、販売手続の状況等を重点に監視指導する。			
1 医薬品等一斉監視指導期間（令和6年7月から12月）を中心に、通年的な監視指導を実施している。 令和6年4月から同年9月までの立入検査延数は105件であり、このうち44施設で延べ85件の違反を確認し、管理者未設置状態での高度管理医療機器等販売業及び賃貸業の営業に関して報告書を2施設から徴収し、口頭指導を42施設に実施した。なお、処分は0件であった。	1 業事監視	【主な違反項目】	【主な違反項目】
2 毒物劇物監視			
毒物劇物営業者に対して、立入検査を実施し、保管管理、譲渡手続きの適正化を図る。			
2 毒物劇物監視	毒物劇物監視	通年の監視指導を実施している。 令和6年4月から同年9月までの立入検査延数は38件であり、このうち7施設で延べ9件の違反を確認し、無登録営業に関して始末書を1施設から徴収し、口頭指導を6施設に実施した。なお、処分は0件であった。	【主な違反項目】
1 貯蔵陳列表示	譲渡交付手続き 廃止等届出	3件 3件 1件	【主な違反項目】

事業名	保健師関係指導事業(1)	担当課名	地域保健課																																	
『事業目的及び内容』																																				
1 家庭訪問及び保健指導			『進捗状況』																																	
(1) 家庭訪問	対象者は感染症患者（結核含む）難病患者、長期療養児など多岐にわたっている。 療養生活の相談・精神面への支援・児童相談・発達発育への支援・不安の解消を行っている。	1 家庭訪問・保健指導の対象別実施状況	単位：件数（延べ）																																	
(2) 保健指導	訪問、面接相談、電話相談などにより保健指導を実施している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>感染症</th><th>結核</th><th>精神障害</th><th>難病</th><th>長期療養児</th><th>生活習慣病</th><th>母子保健</th><th>その他疾患</th><th>その他</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭訪問</td><td>9</td><td>108</td><td>1</td><td>29</td><td>12</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>166</td></tr> <tr> <td>保健指導</td><td>685</td><td>382</td><td>11</td><td>110</td><td>71</td><td>1</td><td>2</td><td>14</td><td>125</td><td>1,401</td></tr> </tbody> </table>	区分	感染症	結核	精神障害	難病	長期療養児	生活習慣病	母子保健	その他疾患	その他	計	家庭訪問	9	108	1	29	12	0	0	0	0	166	保健指導	685	382	11	110	71	1	2	14	125	1,401	※地域保健課及び疾病対策課保健師の実績
区分	感染症	結核	精神障害	難病	長期療養児	生活習慣病	母子保健	その他疾患	その他	計																										
家庭訪問	9	108	1	29	12	0	0	0	0	166																										
保健指導	685	382	11	110	71	1	2	14	125	1,401																										
2 管内保健師業務連絡研究会実施状況																																				
第1回	期日：令和6年6月14日 内容：(1) 新人及び転入者の紹介 (2) 令和6年能登半島地震派遣報告 (3) 令和6年度重点事業の紹介	参加人数：43人																																		
第2回	期日：令和6年10月31日（予定） 内容：講演 「母子保健と児童福祉の連携 ～こども家庭センター設置における保健師の役割について～」	参加予定人数：40人																																		
第3回	期日：令和7年1月31日（予定） 内容：講演 「ロジックモデルを活用した計画策定と評価」	参加予定人数：40人	国際医療福祉大学 成田看護学部 教授 小畠文氏 国際医療福祉大学 大学院 講師 塩岡健一氏																																	

事業名	保健師関係指導事業(2)	担当課名	地域保健課
『事業目的及び内容』			
3 看護管理者研修 管内医療機関の看護管理者を対象に研修会を実施する。	3 看護管理者研修 期日：令和6年8月6日 10時30分～12時 内容：講演 「虐待発生時の管理者の責任を知り、予防に生かす」 講師 佐久間弁護士事務所 佐久間 水月 氏 参加者：43人		
4 統括保健師連絡会 行政保健師の連携強化、資質向上のため情報交換を実施する。	4 統括保健師連絡会 期日：令和6年7月30日 内容：災害時保健活動について 保健師の現任教育について 参加者：管内市保健師、事務職員及び当センター保健師 10人		

事業名	母子保健事業(1)	担当課名	地域保健課
『事業目的及び内容』			
1 長期療養児支援	1 長期療養児支援 来所の新規申請者のうち、乳幼児及び医療的ケア児には全数面接を行う。 (1) 患口相談事業		
(1) その他関係者からの相談に応じ、 情報提供及び助言を行う。また、関係 機関との連絡調整や支援のための事 業の推進を図る。			
	相談者延数 65		
内 容			
申 請	請 等	等	5
医 療	療	護	11
家 庭	看 制	度	34
福祉	制	度	15
就 労	労	0	0
就 学	学	0	0
食 事	・ 栄 养	科	0
歯 科	他	0	0
そ の お の			
(2) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業 期日：令和7年2月(予定)			
2 医療給付			
(1) 結核児童療育の給付			
結核にかかる18歳未満の児童で、医師が入院(指定医療機関)を必要と認めたものについて行う。			
	申請件数 0件		
(2) 小児慢性特定疾患医療支援制度 受給者数：487人(新規：36人、消滅：8人) 対象疾患群：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患群、免疫疾患、神経・筋疾患群、慢生消化器疾患群、染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患			
(2) 小児慢性特定疾患医療支援制度 長期療養の必要な16疾患群 788疾病について患者家族の医療費の負担軽減に資するために、医療費を助成する。			

事業名	母子保健事業(2)	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			
3 思春期保健事業 管内の思春期の健康課題(精神保健・心の健康づくり等)を解決するため、関係者の意識・資質の向上を図るとともに、生徒等思春期世代に対する知識の普及を図る。	<p>《進捗状況》</p> <p>3 思春期保健事業 期日：令和6年7月26日～10月18日 方法：YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」における配信 内容：講演「発達障害のある子どもの思春期～メンタルヘルスと課題への対処～」 講師：奈良県立医科大学精神医学講座 教授 岡田俊氏 対象：市川保健所管内教育委員会、学校関係者、地域保健関係者、児童福祉関係者(学童職員含む)、精神保健福祉関係機関関係者 申込人数：75人</p>		
4 母子保健従事者研修会 管内の母子保健関係者等の資質向上を図り、母子保健事業の円滑な推進を図るために毎年2回開催する。	<p>4 母子保健従事者研修会 (1) 期日：令和6年10月31日 内容：講演「母子保健と児童福祉の連携～こども家庭センター設置における保健師の役割について～」 講師：国際医療福祉大学 成田看護学部 看護学科 助教 小畠文氏 管内保健師業務連絡研究会と集約開催予定</p> <p>(2) 期日：令和7年1月(予定) がん検診推進員育成講習会と集約開催予定</p>		

事業名	母子保健事業(3)	担当課名	地域保健課
«事業目的及び内容»			
5 母子保健推進協議会 広域的な母子保健、医療、福祉施策を推進するため、市川保健所において母子保健推進協議会を開催する。	5 市川保健所母子保健推進協議会 期日：令和7年1月（予定）		
6 母子保健連絡会 行政保健師の連携強化のため講演、情報交換を実施する。	6 母子保健連絡会 期日：令和6年7月30日 内容： <ul style="list-style-type: none">・令和5年度管内の母子保健事業実績について・令和6年度管内の母子保健事業計画について・管内の母子保健関係の情報交換・令和6年度母子保健推進協議会について 出席者：管内市保健師及び当保健所保健師		
7 要保護児童対策地域協議会 管内市で開催される関係各機関の児童福祉担当者を中心とした実務者会議や代表者を中心とした代表者会議に出席する。	7 要保護児童対策地域協議会への参加 市川市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 1回／月 期日：令和6年4月25日、5月30日、7月25日、8月29日、9月26日） (上記以外の開催日：6月25日、8月29日、9月26日) 浦安市要保護児童対策地域協議会 実務者会議 1回／月 期日：令和6年4月9日、5月14日、6月11日出席 (上記以外の開催日：7月9日、8月13日、9月10日) 浦安市要保護児童対策地域協議会 代表者会議 期日：令和6年7月4日出席		

事 業 名	成 人・老 人 保 健 事 業 (1)	担当課名	地 域 保 健 課
『事業目的及び内容』			
1 がん検診推進員育成講習会 管内の母子保健推進員、食生活改善推進員等をがん検診未受診者に検診の育成し、がん検診未受診者に検診の声かけ運動等を実施することにより受診率の向上を図る。 (県内プロックごとに開催。同じプロックの習志野健康福祉センターと当センターで1年ごと交互に開催している。)	1 がん検診推進員育成講習会 期日：令和7年1月（予定） 2 一人ひとりに応じた健康支援事業 身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる女性・男性を対象として健康相談を行う。	2 一人ひとりに応じた健康支援事業 保健師による電話健康新相談 47件 3 自殺対策事業 自殺対策強化として普及啓発を行い、関係機関と連携して自殺対策を推進する。	3 普及啓発事業 (1) 自殺予防週間（9月）における啓発活動（ポスターの掲示） (2) 心の健康に関するポスターの掲示及び冊子の設置
『進捗状況』			

事業名	成人・老人保健事業(2)	担当課名	地域保健課
「事業目的及び内容」	<p>4 地域・職域連携推進事業</p> <p>4 地域・職域連携推進協議会を設置し、地域保健と職域保健が連携して、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図るために体制を構築する。</p>	<p>《進捗状況》</p> <p>4 地域・職域連携推進事業</p> <p>(1) 協議会及び作業部会の開催</p> <p>ア 協議会の開催 1回／年（予定） 期日：令和6年12月（予定） 内容：令和6年度事業について 令和6年度共同事業について</p> <p>イ 作業部会 2回／年（予定） 第1回 期日：令和6年9月24日 出席者：12名 内容：令和6年度事業概要について 令和6年度共同事業について その他</p> <p>第2回 期日：令和7年2月（予定） 内容：令和6年度共同事業について 令和7年度事業計画（案）について</p> <p>(2) 共同事業</p> <p>ア 生活習慣病予防及び健康づくりの推進 市川浦安「ち・しょく」健康づくり通信メールの配信 4回 イ 健康づくりのための地域資源の情報共有 出張講座 11月27日（予定）</p>	

事業名	成人・老人保健事業(3)	担当課名	地域保健課
『事業目的及び内容』			『進捗状況』
5 健康増進事業(受動喫煙対策)、改正健康増進法に基づき、受動喫煙対策に関する法規制内容等の周知啓発を進めるとともに、義務違反については県民等からの情報提供等により、施設の管理権限者に対して適切な助言・指導等を行う。	<p>5 健康増進事業(受動喫煙対策)</p> <p>(1) 「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における取組 ・禁煙週間用ポスターの掲示 ・啓発媒体(ポケットティッシュ)等の窓口配付</p> <p>(2) 改正健康増進法に基づく受動喫煙対策の周知 ・啓発媒体(ウェットティッシュ、カイロ等)の窓口等配布</p> <p>*改正健康増進法: 健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 令和2年4月1日より全面施行</p>		

事業名	事業改善内容	担当課名	地域保健課
1 食からはじまる健康づくり事業 (1) 地域における優先的な健康・栄養課題について、主に40代から60代の地域住民の食生活改善のため、対象となる飲食店や関係機関等とのネットワークを活用し、発症予防の効果的な取組につながる事業を実施する。	<p>1 食からはじまる健康づくり事業 (1) 地域における健康づくり推進事業 地域における優先的な健康・栄養課題解決に向けた取組 主に40代から60代の地域住民を対象とした、地域における優先的な健康・栄養課題の解説に向けた、管内の健康づくり・栄養改善に取組む関係機関等と課題の共有を行い、生活習慣病予防の効果的な取組を検討する。</p> <p>期日：令和7年2月（予定） 対象：管内の健康づくり・栄養改善に取組む関係機関の担当者（予定）</p> <p>（2）健康協力店推進事業 食環境へのアプローチとして野菜が豊富に含まれるメニュー（1食120g以上）や食塩に配慮したメニューの提供（1食3.0g未満）、店内終日全面禁煙のうち、2つ以上の取組を行う飲食店等を「健康協力店」として登録を行い、地域住民の積極的な栄養管理及び健康づくりの支援を図る。</p>	<p>（2）健康協力店推進事業 ア 登録店舗数の増進 イ 9月末現在登録件数 6件（登録延件数6件） ※令和2年度に登録要件の改正を行ったため、旧要件で登録のあった82件（令和2年9月末時点）は廃止となっている。</p> <p>（1）登録変更0件 揭示物の再交付0件</p>	

事業名	事業改善事業(2)	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			
(3) 食生活改善についての啓発普及 「食事バランスガイド」や「食品表示基準」及び「千葉県食育推進計画」など栄養情報の提供を推進し、食生活改善の目安として、地域住民に広く浸透を図るよう普及啓発を行う。	(3) 食生活改善についての啓発普及 ア 講習会等でリーフレットの配布 イ 管内保育所給食施設等を対象に、栄養情報等の情報提供を実施予定。(12月以降予定) ボスター掲示		
《進捗状況》			
2 栄養改善事業	2 栄養改善事業		
(1) 病態栄養指導の推進	(1) 病態栄養指導の推進 ア 電話や来所面接による食生活・病態栄養相談：0件 イ 病態栄養教室の実施 期日：令和6年11月1日～令和7年2月20日（予定） YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」配信 内容：子どもの食物アレルギー 講師：千葉大学医学部附属病院 小児科 医師 早田 衣里 氏 小児アレルギー科 デュケーター 管理栄養士 長谷川 美穂 氏		

事業名	栄養改善事業(3)	担当課名	地域保健課																						
《事業目的及び内容》																									
(2) 給食施設指導																									
管内には293施設の給食施設があり、働く人への食事を提供する事業所をはじめ、今後の食習慣形成に係る児童福祉施設や学校、給食が療養生活のQOLに大きな影響を及ぼす病院や介護老人保健施設、生活の場としての社会福祉施設等において、施設の特性に応じた多種多様な内容の給食が提供されている。給食管理者・従事者の資質向上を図り施設特性に応じた栄養管理となるよう助言指導を行う。																									
《進捗状況》																									
(2) 給食施設指導 ア) 個別指導 (ア) 巡回指導																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>学 校</th> <th>病 院</th> <th>保 介 施 設</th> <th>老 人 福 祉 設 施</th> <th>施 設</th> <th>兒 童 福 祉 設 施</th> <th>事 業 所</th> <th>寄 宿 舍</th> <th>そ の 他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導件数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>		学 校	病 院	保 介 施 設	老 人 福 祉 設 施	施 設	兒 童 福 祉 設 施	事 業 所	寄 宿 舍	そ の 他	計	指導件数	7	4	0	3	23	1	3	1	4	46		
	学 校	病 院	保 介 施 設	老 人 福 祉 設 施	施 設	兒 童 福 祉 設 施	事 業 所	寄 宿 舍	そ の 他	計															
指導件数	7	4	0	3	23	1	3	1	4	46															
(イ) 特定及び給食施設届出状況 (ウ) 給食の運営・栄養管理等の電話や来所による指導 (エ) 特定及び給食施設開始届・変更届・廃止届に伴う指導																									
18件																									

事業名	栄養改善事業(4)	担当課名	地域保健課
イ 集団指導 〈ア〉給食施設従事者研修会	<p>期日：令和6年7月11日～8月6日</p> <p>YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」配信)</p> <p>内容：・講演「給食施設における衛生管理」</p> <p>講師 習志野健康福祉センター食品機動監視課 食品衛生監視員</p> <p>・講話「市川保健所管内給食施設の食塩相当量について」</p> <p>講師 市川健康福祉センター地域保健課 栄養指導員</p> <p>対象：管内給食施設従事者</p> <p>参加人数：124施設 (動画再生回数 566回)</p> <p>（イ）給食施設等スキルアップ研修会 (予定)</p> <p>期日：令和7年1月15日</p> <p>場所：市川健康福祉センター 3階講堂</p> <p>内容：講演 「子どもへの発育・発達を支える食事の提供と食育の実践について」</p> <p>講師 相模女子大学 栄養科学部 健康栄養学科 特任教授 堤ちはる 氏</p> <p>事例提供 「市川市立保育園の食育における栄養士の取組」</p> <p>発表者 市川市立保育園管理栄養士・栄養士</p> <p>対象：管内保育所給食施設 管理栄養士、栄養士 (予定)</p>		

ウ 施設状況報告

- (ア)給食運営現況調査 令和6年5月実施 提出289施設
調査様式記載に伴う指導 41件
- (イ)栄養管理状況調査 令和6年11月実施 (予定)

事業名	事業内容	担当課名	地域保健課								
《事業目的及び内容》											
(3) 保健機能食品及び健康食品等に関する指導	<p>(3) 保健機能食品及び健康食品等に関する指導</p> <p>ア 相談・指導</p> <p>(ア) 健康増進法第31条第1項の規定に関する相談：0件</p> <p>(イ) 食品表示法による保健事項（栄養成分表示）に関する相談：3件</p> <p>(ウ) 食品表示法による保健事項（栄養成分表示以外）に関する相談：0件</p> <p>(エ) 食品表示法第8条第1項の規定による立入検査：0件</p>										
(4) 栄養士・調理師の育成指導	<p>(4) 栄養士・調理師の育成指導</p> <p>ア 調理師免許事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規交付：23件 書換交付：12件 再交付：12件 ・調理師試験（試験日：令和6年10月26日）願書提出者：81人 <p>イ 市川保健所管内調理師会への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会 令和6年4月17日出席 <p>ウ 市川保健所管内栄養士会の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 <table border="0"> <tr> <td>第1回 令和6年5月31日</td> <td>講演「栄養指導の個別対応について」</td> </tr> <tr> <td>第2回 令和6年7月16日</td> <td>講演「子どもの口腔機能について～口腔機能発達不全の対応と育成～」</td> </tr> <tr> <td>第3回 令和6年9月12日</td> <td>講演「災害時に栄養土ができること～災害時の食と栄養を学ぶ～」</td> </tr> <tr> <td>第4回 令和6年12月11日（予定）</td> <td>調理実習「千葉県郷土料理大巻き祭り（仮）」</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会：3回出席 	第1回 令和6年5月31日	講演「栄養指導の個別対応について」	第2回 令和6年7月16日	講演「子どもの口腔機能について～口腔機能発達不全の対応と育成～」	第3回 令和6年9月12日	講演「災害時に栄養土ができること～災害時の食と栄養を学ぶ～」	第4回 令和6年12月11日（予定）	調理実習「千葉県郷土料理大巻き祭り（仮）」		
第1回 令和6年5月31日	講演「栄養指導の個別対応について」										
第2回 令和6年7月16日	講演「子どもの口腔機能について～口腔機能発達不全の対応と育成～」										
第3回 令和6年9月12日	講演「災害時に栄養土ができること～災害時の食と栄養を学ぶ～」										
第4回 令和6年12月11日（予定）	調理実習「千葉県郷土料理大巻き祭り（仮）」										

事業名	事業改善事業(6)	担当課名	地域保健課
『事業目的及び内容』			『進捗状況』
(5) 国民健康・栄養調査 国民の健康の増進の総合的な推進を図るために基礎資料を得ることを目的として実施する。	(5) 国民健康・栄養調査 令和6年10～11月実施(予定) 調査地区 市川市入船地区 調査対象43世帯		
3 市町村支援 管内両市の求めに応じ実施する事業に対して支援を行う。	3 市町村支援 各種会議等への出席 (1) 市川市食育推進関係機関連絡会 第1回：令和6年7月11日 第2回：令和6年11月14日(予定) (2) 市川市生活サポート連絡会 令和6年4月26日(出席：地域保健課長 担当者) (3) 浦安市学校給食センター運営委員会(年2回開催予定) 第1回：令和6年7月8日 第2回：令和6年11月8日(出席：担当者)(予定)		

事業名	歯科保健事業	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			
1 歯科保健事業	<p>口腔の健康を保つことは、充実した食生活や楽しい会話など生活の質の向上を図るうえで大切であり、全身の健方に影響を与えることから、歯科保健サービスの充実を図る。</p> <p>1 歯科保健事業 市川市むし歯予防大会の共催 令和6年6月5日 ・健歯児童・生徒、歯科衛生作品（図画・ポスター・作文）の表彰（129件交付） ・表彰事業</p>		

事業目的及び内容		精神保健福祉事業(1)						担当課名		地域保健課			
精神保健福祉相談及び訪問 精神疾患や心の健康、精神障害者の社会参加や生活上の問題などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて訪問を実施している。		1 精神保健福祉相談及び訪問の延件数						単位：件					
		区分・月別						4月			5月		
		相談	定例	6	7	6	9	5	8	9月	8月	7月	6月
		相談	定例外	14	10	12	11	10	9	41	8	5	6
			電話 (含メール)	338	394	391	371	291	241	66	28	37	39
		訪問	指導 (含定例)	19	45	48	49	28	36	225	34	33	35
			計	377	456	457	440	334	294	225	358	358	358

○定例相談・訪問

- ・第1(月)・第2(月)・第4(金)
13:30~15:30
- 於：当センター
- ・第1(金)13:30~15:30
- 於：浦安市健康センター

(2) 定例外相談・訪問(随時)

精神保健福祉相談員(精神保健福祉士)・保健師が随時、電話や来所による相談に応じるとともに、訪問を実施。

事業名	精神保健福祉事業(2)	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			
2 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に関する法務			
2 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等に基づく実施業務	2 精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出等への対応状況	種 別	法第27条診察実施
申請・通報・届出等に基づき、事前調査の上、必要に応じ措置診察を実施し、診察結果により移送、入院措置等の県知事権限による法務を実施している。	申請 通報 届出 ※1	診察 件数 ※2	診察 結果 ※3
平成27年度から、閉庁時の対応は、健康福祉部障害者福祉推進課精神通報対応班が行っていたが、令和5年10月10日以降は精神保健福祉センター救急情報課が対応している。	法22条 (一般人) 法第23条 (警察官) 法第24条 (検察官) 法第26条 (矯正施設の長)	要措置 ※3	不要措置 ※4 他の入院 以外 計 C
	計	34	22(7) 21(6) 1 0(1) 1(1) 10 1
※1: () の数は前年度結果未定数の再掲 ※2: () の数は緊急措置診察件数の再掲 ※3: () の数は緊急措置入院件数の再掲 ※4: () の数は緊急措置診察で緊急措置入院不要の件数	月別申請・通報・届出等件数	月別	4月 5月 6月 7月 8月 9月 計
	件数	3 5 6 7 7 34	

事業名	精神保健福祉事業(3)	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			《進捗状況》
3 精神障害者地域家族会への支援 精神障害者の家族が集まり、各自の体験や知識・情報を分かち合い、語り合うことを通じて、家族自身のリカバリーやエンパワーメントを目指す自主的グループ活動に、運営相談、勉強会(講演等)の開催等についての支援を行っている。	3 精神障害者地域家族会 (1) 令和6年度松の木会総会 期日：令和6年5月10日に保健所職員1名が出席しました。 家族会への入会等について、問い合わせがあつた際の案内や連絡調整の支援をしている。	○ 市川地域家族会『松の木会』 毎月 1回 会場：市川市勤労福祉センター分館 ○ 浦安地域家族会『いちょうの会』 毎月 1回 会場：東野パティオ	<浦安地域家族会『いちょうの会』> 令和6年4月20日に閉会式を開催し、解散となつた。

事業名	精神保健福祉事業(4)	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			
4 精神保健福祉関係機関・団体連絡調整	《進捗状況》		
(1) 関係機関との連絡会議への参加	(1) 関係機関・団体との連絡会議への参加状況		
ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 委託先が開催する実務者会議への参加及び関係機関・団体の長を中心とした代表者会議を委託先と協力して開催する。	ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 ・実務者会議 令和6年5月29日、8月2日 ・研修会 年度内に開催予定 ・代表者会議 令和7年2月(予定)		
イ 心神喪失者等医療觀察法に関する会議 心神喪失者等医療觀察法の対象となる精神障害者に対し、医療機関・地域が一体的なケアを提供するため、保護觀察所主催の処遇検討会議に参加し、地域においては訪問指導等の支援を実施。	イ 心神喪失者等医療觀察法に関する会議 心神喪失者等医療觀察法の対象となる精神障害者に対し、医療機関・地域が一体的なケアを提供するため、保護觀察所主催の処遇検討会議に参加し、地域においては訪問指導等の支援を実施。		
ウ 事例検討及びサービス調整会議 他機関主催研修会等への協力・支援	ウ 事例検討及びサービス調整会議 主催 保健所 事業所等 回数 0 21		

事業名	精神保健福祉事業（5）	担当課名	地域保健課
《事業目的及び内容》			
5 普及啓発事業 精神疾患や心の健康に関する理解を深め、精神障害及び精神障害者に対する偏見の解消を目指し、住民に精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を図る。 （1）市広報の利用、リーフレット等配付	5 普及啓発事業 （1）市広報の利用、リーフレット等の配布 市川市及び浦安市の広報に精神保健福祉相談等の実施について掲載依頼するほか、会議開催時等にリーフレット等を配布している。 （1）市広報の利用、リーフレット等配付		

事業名	難病対策事業(1)	担当課名	地域保健課
『事業目的及び内容』			
難病患者・家族の医療や療養に関する不安の軽減と適切な医療を確保することを目的に事業を開く。	<p>1 指定難病医療費の助成</p> <p>2 難病相談事業</p> <p>(1) 個別相談 (神経難病) 専門職 (看護師・ケアマネージャー・保健師)による医療相談</p> <p>(2) 患者・家族の集いなし 同じ病気で療養中の患者や家族の医療や療養上の不安を軽減するため、患者会や専門職を含めた交流の場を設ける。</p>	<p>1 指定難病医療費等医療費受給者数 (1) 難病法による難病医療費受給者数 (2) 特定疾患治療研究事業による研究費受給者数</p> <p>5, 087人 3人</p> <p>2 難病相談事業の実施状況 (1) 個別相談 実施日：8月～9月 計8回 参加者：16名</p> <p>(2) 患者・家族の集いなし</p>	
難病患者・家族の医療や療養に関する不安の軽減と適切な医療体制を整備する目的に事業を開く。	<p>1 指定難病医療費の助成</p> <p>2 難病相談事業</p> <p>(1) 個別相談 (神経難病) 専門職 (看護師・ケアマネージャー・保健師)による医療相談</p> <p>(2) 患者・家族の集いなし 同じ病気で療養中の患者や家族の医療や療養上の不安を軽減するため、患者会や専門職を含めた交流の場を設ける。</p> <p>(3) 訪問相談員の派遣 保健所長が委嘱した在宅の看護職が、難病患者宅を訪問し、療養生活上の悩みや不安の軽減を図る。</p> <p>(4) 在宅療養支援計画策定・評価事業 要支援難病患者に対し、医療・福祉関係者の協力を得て効果的な支援を行うための支援計画策定評価を行う。</p> <p>(5) 訪問指導 (診療) 事業 ・医療依存度の高い神経難病患者を中心に家庭訪問指導を実施</p>	<p>3人</p> <p>0人</p> <p>1件</p> <p>実人数26人 (延人数29人)</p>	

事業名	難病対策事業(2)	担当課名	地域保健課
(6) 訪問相談員育成事業 訪問相談員の確保と質向上を図る。	<p>(6) 訪問相談員育成事業 令和6年1月11日 午前10時～12時 実施予定 講演：多系統萎縮症患者のケア 講師：国際医療福祉大学医学部 萩野 美恵子 氏</p> <p>3 千葉県難病相談支援センター運営会議への出席 令和6年5月24日集合開催 東葛南部地域難病相談・支援センター運営委員会への出席 令和6年7月2日オンライン開催 協力</p>		

事業名	肝炎治療特別促進事業（医療費助成）	担当課名	地域保健課
『事業目的及び内容』			
1 肝炎治療特別促進事業（医療費助成）	申請状況	単位：人	
1 インターフェロン治療にかかる医療費を助成することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎の感染防止を図る。	申請者数		
		申請	人数
		・インターフェロン治療（新規）	0
		・インターフェロン3剤併用	0
		副作用等延長	0
		核酸アナログ製剤治療（新規）	16
		核酸アナログ製剤治療（継続）	114
		インターフェロンフリー治療（新規）	14
		インターフェロンフリー治療（再治療）	0
		転入	2
		消滅	1
		再交付	0
2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（医療費助成）	申請状況	単位：人	
2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（医療費助成）	過去1年間で、指定医療機関に入院して、肝がん・重度肝硬変の入院医療（高額療養費が支給されるもの）を4か月以上受けている場合、4か月目以降の入院医療費を助成する。	申請者数	1人

事業名	母子・父子・寡婦福祉事業	担当課名	地域福祉課
《事業目的及び内容》			《進捗状況》
1 児童手当事務指導監査 管内市における児童手当制度の適正な運営と手当支給事務の円滑な実施を図るために行う。	<p>1 実施予定日（2年に1回実施） 令和8年2月頃（前回実施 市川市：令和6年1月23日 浦安市：令和6年1月25日）</p> <p>2 母子父子寡婦福祉 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉増進と自立支援のため、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉事業による就労支援等各種相談</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付・償還指導 (平成26年10月1日から父子家庭も貸付対象)</p>	<p>(1) 各種相談、貸付及び償還指導件数 122件 (相談、指導内容：生活一般 4件、児童 0件、経済的支援 118件)</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金 ①母子福祉資金貸付状況 新規：1件 252,000円 (修学資金：高校 私立一般) ②父子福祉資金貸付状況 継続：1件 360,000円 (修学資金：大学 私立一般)</p>	

事業名	障害児・障害者福祉事業	担当課名	地域福祉課
『事業目的及び内容』		『進捗状況』	
1 特別児童扶養手当の認定	1 特別児童扶養手当の認定 受給資格者数 市川市 浦安市	824人(192人) 600人(126人) 224人(66人)	カッコ内は所得制限による支給停止者数(内数) ※令和6年8月末現在
・家庭で介護されている身体知的・精神障害のある児童等(20歳未満)を監護、養育している父母または養育者に対し手当を支給するための認定を行う。	支給要件 政令に定める障害等級に該当する程度の障害のある児童 ・手当額 1級 55, 350円 2級 36, 860円 ・支給時期 年3回 (4・8・11月)		
2 障害者条例活動	2 障害者条例活動 広域事務指導員 条例活動実績	1名(会計年度任用職員) 新規取扱件数 4件 (内訳 労働者の雇用2件、不動産の取引1件、教育1件) 相談活動延件数 90件 (内訳 条例相談41件、条例以外の相談49件)	※令和6年9月末現在
3 補助金の交付	3 補助金の交付 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害者差別等に関する相談、当事者間の調整活動、条例の広報・啓発活動等を行う。	(1) 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助金交付確定額 令和6年4月 市川市 3,767,075円 浦安市 4,969,425円 (2) 重度障害児・者日常生活用具取付費補助金交付確定額 令和6年4月 市川市 133,850円 浦安市 825円	

事業名	地域福祉事業	担当課名	地域福祉課
《事業目的及び内容》		《進捗状況》	
1 民生委員・児童委員活動事業 任期：3年 (令和7年11月30日まで) ・民生委員・児童委員に対し、活動費に要する経費にあてるため活動費を、民生委員協議会に対しては交付金を支給する。 ・活動費 1人12か月 60, 200円 ・民生委員協議会交付金 1協議会=6, 250円×人数分 ・委員の推薦・委嘱・解嘱事務			1 民生委員・児童委員活動事業 (1) 現員 市川市 450人 浦安市 124人 計 574人 (2) 活動費支給確定額（令和5年度分） 12月支給 34, 374, 190円（令和5年12月支給済） (3) 民生委員協議会交付金確定額（令和5年度分） 3, 537, 988円（令和6年4月交付済） 市川市 18協議会 浦安市 5協議会 (4) 欠員補充推薦進達16人、解嘱者進達11人（内解嘱者に対し感謝状等交付6人）
2 中核地域生活支援センター事業 中核地域生活支援センター連絡調整会議 「くらつち」を支援し、地域の関係機関や関係者による連絡調整会議を開催する。		2 中核地域生活支援センター事業 中核地域生活支援センター連絡調整会議 開催日程 令和6年11月29日（予定）	3 修学旅行支度費の支給 支給額 小学生 1人 3, 000円 (45人 135, 000円) 中学生 0人 0円 (52人 260, 000円) 計 1人 3, 000円 (97人 395, 000円)
3 修学旅行支度費の支給 生活保護法による被保護家庭の児童生徒が修学旅行に参加するための費用として支度費を支給する。 小学生 1人 3,000円 中学生 1人 5,000円		※カッコ内は令和5年度実績	

事業名	高齢者・戦傷病者関係事業	担当課名	地域福祉課
《事業目的及び内容》			《進捗状況》
1 老人の日記念行事 ・満100歳者に対し総理大臣の 祝い状及び記念品を贈呈する。	1 老人の日記念行事 贈呈者数 市川市 103人 浦安市 26人 計129人	2 戰傷病者等 相談員 戰傷病者相談員 1人(市川市・浦安市・船橋市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・ 千葉市)	
2 戰傷病者等 委嘱 (任期: 2年) (令和7年9月30日まで) ・戦傷病者手帳の交付 ・戦傷病者手帳の交付 ・療養、補装具等の給付	2 戰傷病者等 相談員 戰傷病者相談員 1人(市川市・浦安市) 手帳所持者数 1人 (浦安市: 1人) 療養券交付 0件		

事業名	配偶者暴力相談支援事業	担当課名	地域福祉課
《事業目的及び内容》		《進捗状況》	
DV防止法に基づいて、平成16年6月1日から配偶者暴力相談支援センターに指定され、配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）や生活の本拠と共にする交際相手からの暴力を受けた被害者（離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む）からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行う。			1 相談業務（相談件数）
1 相談業務		総相談件数	来所相談件数
(1) 電話相談		うちDV	総数
(2) 来所相談		うちDV	総数
(3) 出張相談		うちDV	総数
2 裁判所への書面提出		出張相談件数	相談者実数
3 一時保護に関する業務 (必要に応じて女性サポートセンターに依頼)		うちDV	来所
4 証明申請に関する業務		うちDV	電話
5 安全対策票の交付による警察への情報提供		総数	出張
6 自立支援の情報提供、関係機関との連携		通報件数	通報件数

DV防止法に基づいて、平成16年6月1日から配偶者暴力相談支援センターに指定され、配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）や生活の本拠と共にする交際相手からの暴力を受けた被害者（離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む）からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行う。

1 相談業務

- (1) 電話相談
- (2) 来所相談
- (3) 出張相談

2 裁判所への書面提出

3 一時保護に関する業務
(必要に応じて女性サポートセンターに依頼)

4 証明申請に関する業務

5 安全対策票の交付による警察への情報提供

6 自立支援の情報提供、関係機関との連携

- (1) 配偶者暴力相談センター連絡会議
令和6年5月30日（課長対象）
 - (2) 市町村女性支援・DV対策担当課長会議
令和6年5月28日
- 1 相談業務（相談件数）
- | 総数 | うちDV | 総数 | うちDV | 総数 | うちDV | 総数 | うちDV | 来所 | 電話 | 出張 | 通報件数 |
|-----|------|-----|------|-----|------|----|------|----|-----|----|------|
| 8 3 | 2 7 | 1 5 | 9 | 6 8 | 1 8 | 0 | 0 | 9 | 1 6 | 0 | 2 |
- 2 裁判所への書面提出
- 3 一時保護に関する業務
(必要に応じて女性サポートセンターに依頼)
- 4 証明申請に関する業務
- (1) 相談等を行ったことの証明書の発行
 - (2) 住民基本台帳事務における支援措置申請書
- 5 安全対策票の交付による警察への情報提供
- 6 自立支援の情報提供、関係機関との連携
- (1) 配偶者暴力相談センター連絡会議
令和6年9月6日（相談員対象）
 - (2) 市町村女性支援・DV対策担当課長会議
令和6年5月28日

事業名	結核予防事業	担当課名	疾病対策課
≪事業目的及び内容≫			
1 患者管理	<p>目的 結核の蔓延防止のため、患者管理と二次結核防止を徹底する。</p> <p>(1) 結核患者への個別支援 結核治療に対する正しい知識を普及し、治療終了まで支援する。</p> <p>(2) コホート会議の開催 コホート分析による治療評価を行い、患者管理の強化を図る。</p> <p>(3) 家族健診の実施 患者の家族等に対してX線撮影、ツベルクリン反応検査及びQFT検査を実施する。</p>	<p>1 患者管理状況（令和6年4月1日～令和6年9月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者数（令和6年9月30日時点）：134人 無症状病原体保有者数（潜在性結核感染症）：37人 新登録患者数：24人 無症状病原体保有者数（潜在性結核感染症）：23人 <p>(1) 結核患者への個別支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 新登録患者に対する全数訪問（面接）の実施 入院患者に対する月1回程度の見舞い訪問による自己離院防止と服薬支援の実施 在宅療養患者への訪問、面接、電話による服薬確認指導の実施 <p>訪問：実 37人 延 108人 面接：実 48人 延 90人 電話等：284件</p> <p>(2) コホート会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年9月25日実施、令和7年2月（実施予定） 構成員：結核診療協議会委員と所長・保健所職員 内容：令和5年登録患者の治療内容、菌検査情報、治療成績を評価する <p>(3) 家族健診の実施</p> <p>受診者数（延）：17人（うち要医療：0人、潜在性結核感染症：5人） 受診先内訳 保健所：14人、委託医療機関：3人、その他：0人</p> <p>(4) 管理検診の実施 受診者数（延）：125人（うち要医療 0人）</p> <p>(5) 医療（看護）連携会議の開催（月1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際医療福祉大学市川病院と保健所との医療（看護）連携会議 6回開催 (東葛ブロック7保健所との合同会議) 内容：治療中断・脱落防止のための情報交換や退院後の服薬確認状況を報告・事例検討 <p>2 接触者健診</p> <p>受診者数（延）：142人（うち、要医療：1人、潜在性結核感染症：10人） 受診先内訳 保健所：110人、委託医療機関：28人、その他：4人</p>	

事業名	感染症予防事業	担当課名	疾病対策課
«事業目的及び内容»			
1 感染症の発生を予防し、まん延防止を図る。	1 感染症発生時の防護対応（令和6年4月1日～9月30日）		
(1) 患者調査及び防護対応の実施	(1) 感染症発生件数 内訳 3類 1類～5類 計：109件 E型肝炎 4類 腸管出血性大腸菌感染症（24）、細菌性赤痢（1）、腸チフス（1） (全数) 5類 アメーバ赤痢（2）、レジオネラ症（12）、デング熱（1）、マラリア（1） カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症（10）、 クロイツフェルト・ヤコブ病（1）、 パンコマイシン耐性腸球菌感染症（3）、 劇症型溶血性レンサ球菌感染症（7） 後天性免疫不全症候群（5）、 侵襲性インフルエンザ菌感染症（4）、侵襲性肺炎球菌感染症（7） 水痘（入院例）（2）、梅毒（21）、百日咳（4）		
(2) 感染症発生に伴う健康調査等	(2) 1類～5類感染症及び集団感染事例に伴う健康調査 3類 28人 [腸管出血性大腸菌感染症26人、腸チフス1人、細菌性赤痢1人] 4類 15人 [レジオネラ症11人、E型肝炎2人、デング熱1人、マラリア1人] 5類 5人 [麻疹5人] (疑い例に關し調査を実施) (集団感染) 8件 [集団：感染性胃腸炎8件 205人] 新型コロナウイルス感染症発生に伴うクラスター対応 3件 内訳 高齢者福祉施設26件、病院6件、障害者福祉施設1件		
(3) 管外発生感染症患者・接触者調査の実施	(3) 管外発生感染症患者関連調査 5件 6人		
2 平常時の対応	2 平常時の対応		
(1) 感染症発生動向調査	(1) 感染症発生動向調査事業 ・定点医療機関数：インフルエンザ（19）、小児科（12）、眼科（3）、STD（4） ・病原体定点医療機関数：インフルエンザ（2）、小児科（1） ・病原体定点からの検体採取数：0検体		
(2) 情報発信	(2) 感染症情報発信（ホームページ掲載/いらっしゃら感染症情報配信） ・第2・4木曜定期及び臨時号（隨時）		
(3) 感染症予防対策、普及啓発	(3) 普及啓発 ・高齢者施設及び乳幼児施設等における感染症対策研修会 1) 高齢者福祉施設向け感染症対策研修会 参加者数 49人 (39施設) 2) 乳幼児施設等における感染症対策研修会 参加者数 92人 (76施設)		

事業名	エイズ対策事業	担当課名	疾病対策課
「事業目的及び内容」	「進捗状況」		
目的 エイズ予防の推進を図る。	令和6年4月1日～9月30日		
1 H.I.V検査の実施	1 H.I.V検査 延件数 107件 女性 : 26件 ・内訳 男性 : 81件		
〔・月2回(第1・3木曜日) ・夜間抗体検査 月1回(第3木曜日)〕			
2 来所や電話によるエイズ相談	2 エイズ相談の実施 延件数 352件 ・内訳 男性 : 249件 女性 : 103件		
3 H.I.V検査と同時にを行うS.T.D検査の実施	3 S.T.D検査の実施 ・梅毒血清検査 件数 106件 (内陽性者 8人) ・クラミジアPCR法検査 件数 106件 (内陽性者 4人) ・淋菌PCR法検査 件数 106件 (内陽性者 0人)		
4 H.I.V検査と同時にを行う肝炎ウイルス検査の実施	4 肝炎ウイルス検査の実施 ・HCV抗体検査 件数 117件 (内陽性者 1人) ・HBV抗原検査 件数 117件 (内陽性者 0人)		
5 啓発普及活動	5 啓発普及活動 講演会の開催や市町村が行う普及啓発活動に対する支援		
	・令和6年7月25日 市川市養護教諭研修会 対象: 市川市内小学校養護教諭 参加人数: 60名		
	・令和6年8月28日 浦安市養護教諭研修会 対象: 浦安市内小学校・中学校養護教諭 参加人数: 29名		

事業名	原子爆弾被爆者対策事業	担当課名	疾病対策課
《事業目的及び内容》		《進捗状況》	
<p>「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、手帳の交付及び健康診断を年2回実施する。</p>			
1 手帳の交付	1 手帳交付者数 160人	2 健康診断 年2回	第1回 令和6年6月13日実施 受診者14人 第2回 令和6年12月12日実施予定
2 健康診断			

事業名	食品衛生事業	担当課名	生活衛生課
《事業目的及び内容》		《進捗状況》	
1 食品営業施設の監視			1 食品営業施設の監視件数（延）
食品営業施設に対する監視指導の充実により、事故の未然防止を図るとともに食品等の収去検査を実施し不良品の排除に努める。	要許可営業 不要許可営業 合 計	施設件数 6,101 2,958 9,059	監視総件数 1,164 (225) 151 (86) 1,315 (311)
			() 再掲：食品機動監視課の監視件数
2 食中毒予防対策			收去検査 検体数 48件 違反件数 0件
食中毒等を未然に防止するため、食品営業従事者の衛生知識の向上を図る。	(1) 食品衛生講習会の実施 (2) 食中毒予防啓発活動の実施 (3) 食中毒発生状況		11回 (受講者 971人) 実施無し 1件
3 自主管理体制の強化			自主管理体制の強化 飲食店営業者の自主管理の推進及び支援、研修会の開催、保健所事業への協力、検便実施の指導等を行う。
食品衛生協会及び食品衛生推進員、同指導員と連携を図り、食品営業者自らによる自主管理体制の確立を促進する。	(1) 食品衛生推進員 (2) 食品衛生指導員		21人 58人

事 業 名	動物の愛護管理事業・犬による危害防止事業	担当課名	生 活 衛 生 課																																																
《事業目的及び内容》	《進捗状況》																																																		
1 動物の適正な管理及び愛護思想の普及・啓発を図る。	1 動物の適正な管理及び愛護思想の普及・啓発を図る。																																																		
(1) 動物に関する苦情件数(延)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>苦 情</th> <th>相 談</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬</td> <td>30</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>猫</td> <td>35</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table>				苦 情	相 談	犬	30	42	猫	35	42	その他	6	14																																				
	苦 情	相 談																																																	
犬	30	42																																																	
猫	35	42																																																	
その他	6	14																																																	
(2) こう傷届出等の状況	7件																																																		
2 動物取扱業者により一層の適正化を図るため、事業所に対し立入検査を行い、動物の取扱いについて調査・指導を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">第一種動物取扱業</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>販売</th> <th>保管</th> <th>貸出し</th> <th>訓練</th> <th>展示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>167</td> <td>46</td> <td>124</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(2) 立入検査実施件数(延)</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>販売</th> <th>保管</th> <th>貸出し</th> <th>訓練</th> <th>展示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45</td> <td>14</td> <td>39</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			第一種動物取扱業						事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	167	46	124	5	20	7	0	0	0	0	0	1	(2) 立入検査実施件数(延)						事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	45	14	39	2	1	2	0	0	0	0	0	0
第一種動物取扱業																																																			
事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示																																														
167	46	124	5	20	7																																														
0	0	0	0	0	1																																														
(2) 立入検査実施件数(延)																																																			
事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示																																														
45	14	39	2	1	2																																														
0	0	0	0	0	0																																														

事業名	担当課名	生活衛生課																	
《事業目的及び内容》	《進捗状況》																		
1 生活衛生関係営業施設の監視指導	1 生活衛生関係営業施設の監視指導状況																		
生活衛生関係営業は、県民の日常生活に密接な業態であることから、これらの施設の衛生措置基準の遵守、衛生保持の向上等を図るため監視指導を実施する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>立入検査・指導数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興行場</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>旅館</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>理容所</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>美容所</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>クリーニング所</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>189</td> </tr> </tbody> </table>			業種	立入検査・指導数	興行場	44	旅館	48	公衆浴場	42	理容所	5	美容所	33	クリーニング所	17	計	189
業種	立入検査・指導数																		
興行場	44																		
旅館	48																		
公衆浴場	42																		
理容所	5																		
美容所	33																		
クリーニング所	17																		
計	189																		
2 遊泳用プールの検査・指導	<p>利用者の高齢化に伴い、衛生管理指導の強化のため立入検査を実施する。</p> <p>當業用プール検査件数：40 (22) () は通年プール再掲</p>																		

事 業 名	環 境 衛 生 事 業 (2)	担当課名	生 活 衛 生 課																				
«事業目的及び内容»			«進捗状況»																				
3 特定建築物の立入検査・指導			3 特定建築物の立入検査状況																				
<p>多数の者が使用し又は利用する建築物において、環境衛生上良好な状態を保持させるため、衛生的な維持管理が適正に行われるよう立入検査を実施する。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>立入検査・指導数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興 行 場</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>学 校</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>店 館</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>事 務 所</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>旅 館</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>遊 技 場</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>百 貨 店</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>集 会 場</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	立入検査・指導数	興 行 場	27	学 校	1	店 館	8	事 務 所	7	旅 館	29	遊 技 場	2	百 貨 店	2	集 会 場	1	計	77
種 別	立入検査・指導数																						
興 行 場	27																						
学 校	1																						
店 館	8																						
事 務 所	7																						
旅 館	29																						
遊 技 場	2																						
百 貨 店	2																						
集 会 場	1																						
計	77																						
4 化製場等の立入検査・指導			4 化製場等の立入検査状況																				
<p>化製場等から発生する悪臭・衛生害虫等を未然に防止し、汚物の適正処理について指導するため、施設の立入検査を実施する。</p>			<p>動物の飼養又は収容施設数：42 (立入動物別内訳=牛：2、馬：3、豚：3、めん羊：0、やぎ：2、犬：31)</p>																				

生 活 衛 生 関 係 施 設 の 現 況

(令和6年9月30日時点)

施設名	申請又は届出件数			施設設施数			監視件数	注意等を行つたもの	処分件数			備考	
	前年度 操縦件数	本年度 付受件数	年 度 初 A	許可 確認等 B	廃止 C	現在数 A+B-C			告発	許可取消	閉鎖命令	営業停止	
興行場	0	2	57	2	0	59	44	0	0	0	0	0	() 内仮設再掲
旅館	0	5	73(53)	5	1	77(54)	48(37)	0	0	0	0	0	() 内旅館ホル再掲
公衆浴場	0	0	56(7)	0	3	53(6)	42(5)	0	0	0	0	0	() 内一般再掲
理容所	0	3	310	2	3	309	5	0	0	0	0	0	
美容所	1	25	843	26	18	851	33	2	0	0	0	0	
クリーニング所	0	1(1)	230(151)	1(1)	5(2)	226(150)	17(13)	0	0	0	0	0	
畜舎・家きん舎	0	0	44	0	2	42	41	0	0	0	0	0	化製場法施設
遊泳用プール	0	0	49(30)	0	0	49(30)	40(22)	0	0	0	0	0	() 内通年ホル再掲
特定建築物	0	5	197	5	2	200	77	0	0	0	0	0	
建築物事業登録	0	3	67	(含更新3)	3	65	4	0	0	0	0	0	登録事業所
温泉	0	0	13	0	2	11	13	0	0	0	0	0	利用許可
淨化槽	-	227	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	書類審査のみ
計	1	271	1,939	44	41	1,942	364	2	0	0	0	0	

(単位 : 件)